

岩手県告示第733号

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による消費生活センターを次のとおり設置した。

平成21年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩手県立県民生活センター
- 2 住所 盛岡市中央通三丁目10番2号
- 3 法第8条第1項第2号イ及びロの事務を行う時間
 - (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時30分まで
 - (2) 日曜日及び土曜日 午前10時から午後4時まで
- 4 休所日
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(1)に掲げる日を除く。）